

## 群馬県協定締結医療機関施設・整備事業補助金の概要

※令和7年度時点の内容です。

1 事業区分	2 補助対象		3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	医療機関	協定内容			
施設整備	(1)病室感染対策施設整備事業	病院 病床確保	1室当たり29,420,000円 に対象室数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な <b>個室整備等</b> に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	2/3
	(2)病棟等感染対策施設整備事業	病院 病床確保	対象面積1㎡当たり484,000円 に対象面積を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な <b>多床室を個室化</b> するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10/10
	(3)個人防護具保管施設整備事業	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所 ・病床確保 ・発熱外来 ・自宅療養者等医療	対象面積1㎡当たり484,000円 に対象面積を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な <b>個人防護具保管庫</b> の設置等に要する工事費又は工事請負費  (注) 補助対象は、 <b>建物整備の工事に要する費用</b> です。建築工事を伴わず、単にキャビネットや物置等を購入して設置する場合は、対象になりません。 (ただし、物置等であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は補助対象となります。)	10/10
設備整備	(4)病床確保設備整備事業	病院 病床確保	(1)簡易陰圧装置 1病床当たり4,320,000円 に対象病床数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額 (2)検査機器 (PCR検査装置・等温遺伝子装置) 1台当たり9,350,000円 に対象台数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額 (3)簡易ベッド 1台当たり 51,400円 に対象台数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10/10
	(5)発熱外来設備整備事業	・病院 ・診療所 発熱外来	(1)検査機器 (PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置) 1台当たり9,350,000円 に対象台数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額 (2)簡易ベッド 1台当たり51,400円 に対象台数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額 (3)HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円 を上限として、知事が必要と認めた額	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費	10/10